

令和5年度社会福祉法人等の 指導監査結果(実績報告)

令和6年(2024年)6月

福祉部

福祉指導監査課

もくじ

1. 指導監査の基本的な考え方	1
(1) 基本理念	1
(2) 指導監査体制	1
(3) 具体的な指導監査等の方法	2
① 様々な指導監査等	2
② 社会福祉法人・施設指導監査説明会、集団指導及び育成研修	2
③ 一般監査、実地指導及び運営指導	2
④ 監査	3
⑤ 指導監査実施方針等について	3
2. 社会福祉法人及び社会福祉施設等の実施状況	4
(1) 対象	4
① 社会福祉法人	4
② 社会福祉施設等	4
③ 特定教育・保育施設等	4
④ 認可外保育施設等	4
(2) 重点指導事項	6
① 本部運営	6
② 本部会計	7
③ 職員処遇	7
④ 利用者支援	7
⑤ 食事提供	7
⑥ 施設会計	7
⑦ 確認監査	7
(3) 実施状況	8
① i 社会福祉法人・施設指導監査説明会及び ii 集団指導	8
② 指導監査	8
(4) 主な指導事項	12
① 社会福祉法人	12
② 社会福祉施設等	14
③ 確認監査	16
④ 認可外保育施設等	17
(5) 対策	18
① 社会福祉法人・施設指導監査説明会及び集団指導の実施	18
② 計画的な指導監査の実施	18
(6) 令和6年度指導監査の主な重点指導事項	18
3. 介護保険サービス事業者、有料老人ホーム等の実施状況	20
(1) 対象	20
(2) 重点指導事項	22
① 人員、設備及び運営に関する事項	22
② 介護報酬の請求に関する事項	22
(3) 実施状況	23

① 集団指導	23
② 運営指導	23
(4) 行政処分	28
(5) 主な指導事項	28
① 虐待の防止について	28
② 身体的拘束等の原則禁止について	29
③ 各サービス計画の作成について	29
④ 事故発生時の対応	30
⑤ 勤務体制の確保等	30
⑥ 介護給付費等の算定及び取扱いについて	31
(6) 対策	31
① 集団指導の実施	31
② 計画的な運営指導の実施	31
(7) 令和6年度運営指導の重点指導事項	32
① 運営指導における重点指導事項	32
② 報酬請求指導における重点指導事項	33
(8) 業務管理体制の整備に関する確認検査	33
① 一般検査	33
② 特別検査	33
4. 障害福祉サービス事業者等の実施状況	34
(1) 対象	34
(2) 重点指導事項	36
① 人員、設備及び運営指導に関する事項	36
② 報酬請求指導に関する事項	36
(3) 実施状況	36
① 集団指導	36
② 実地指導	37
(4) 行政処分	41
(5) 主な指導事項	41
① 人員に関する事項	41
② 運営に関する事項	41
③ 介護給付費等の算定及び取扱い	42
(6) 対策	43
① 障害福祉サービス事業者連絡会における周知	43
② 集団指導の実施	44
③ 計画的な運営指導の実施	44
(7) 令和6年度運営指導の主な重点指導事項	44
① 人員、設備及び運営指導に関する事項	44
② 報酬請求指導に関する事項	45
(8) 業務管理体制の整備に関する確認検査	45
① 一般検査	45
② 特別検査	46

1. 指導監査の基本的な考え方

(1) 基本理念

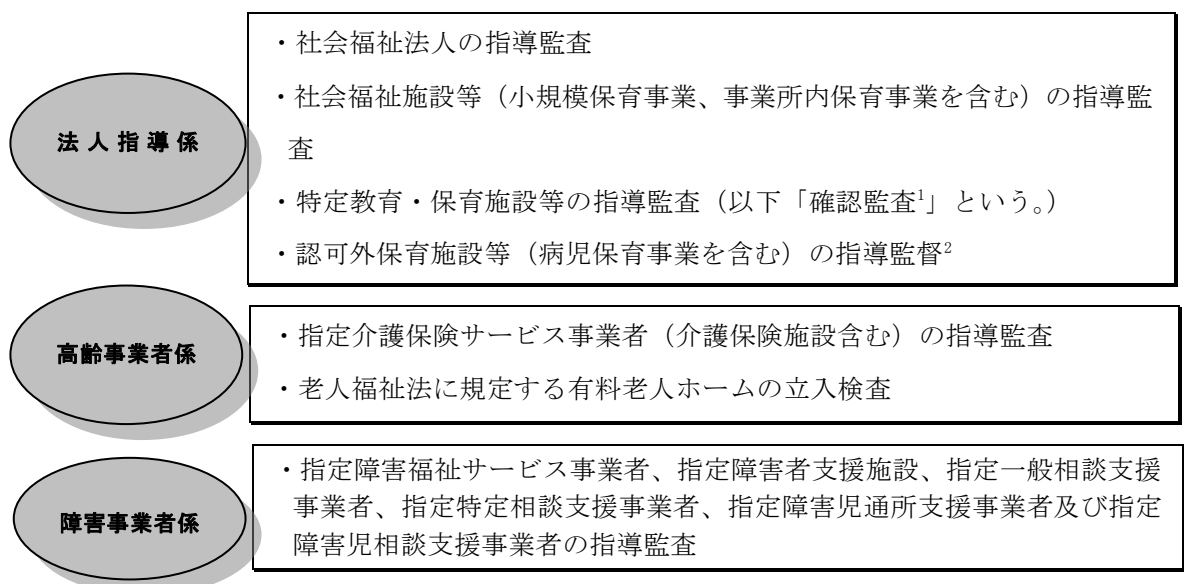
社会福祉事業者等（介護、障害、保育といった社会福祉サービスを一般に提供する事業者をいう。）は、福祉サービスを必要とする市民が安全に安心して利用できるよう、常に客観的な視点でサービスを見直すことにより、市民ニーズに応え、質の高いサービスを提供する必要があります。

また、社会福祉法人や社会福祉施設（以下「社会福祉法人等」という。）は、市民から社会福祉事業の中心的な担い手として期待されており、指定介護保険サービス事業所及び指定障害福祉サービス事業所等（以下「事業所等」という。）においては、介護等が必要な人の尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することが求められています。

こうした市民の期待と信頼に応えるため、本市では、社会福祉法人等や事業所等の指導監査を通じ、自主的・自立的なサービス提供の点検・改善などに必要な調査、指導及び助言を行い、高齢者や児童、そして障害者（児）など、誰もが尊厳を持って、住み慣れた地域で自分らしく生きがいと誇りを持って安心して暮らし続けられるよう利用者本位のサービス提供体制の確保に努めるとともに、これらが持続的に確保されるよう継続的なきめ細かな指導監査をめざします。

(2) 指導監査体制

■福祉指導監査課の体制とその役割



¹ 確認監査とは、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設等に対し、確認基準の遵守並びに施設型給付費等の支給の適正化を図るために実施するもの。

² 指導監督とは、児童福祉法等に基づき、認可外保育施設に対し、適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを確認するために実施するもの。

(3) 具体的な指導監査等の方法

指導監査については、別に定める指導監査要綱や指導監査実施方針等に基づき、以下の方法により行います。なお、度重なる指導にも関わらず改善されない、改善の見込みがない、あるいは改善に対する姿勢が見受けられない場合などは、実地指導³から監査⁴に切り替え対応します。

① 様々な指導監査等

- ・社会福祉法人・施設指導監査説明会、集団指導及び育成研修
- ・一般監査、実地指導及び運営指導
- ・監査

② 社会福祉法人・施設指導監査説明会、集団指導及び育成研修

- ・社会福祉法人・施設指導監査説明会及び育成研修は、社会福祉法人及び社会福祉法人が経営する施設を対象に、指導監査の結果等や研修を講習会形式等で行います。
- ・集団指導は、特定教育・保育施設等を対象に確認基準の周知徹底を図るため講習会形式等で行います。
- ・集団指導及び育成研修は、あらかじめ実施日時、場所、指導内容等を定め、事前に指定介護保険サービス事業所及び指定障害福祉サービス事業所等に対し文書により通知します。特段の理由もなく集団指導に参加できない、あるいは参加しない事業所等には、実地指導を行います。なお、特段の理由がある場合は、別途、個別指導を行うことで、集団指導に参加したものとみなします。

③ 一般監査、実地指導及び運営指導

指導監査等については、対象となる社会福祉法人等や事業所等に対し実施日時等を、事前に通知するとともに、以下のとおり行います。

○社会福祉法人等関連

- ・社会福祉法人 3年に1回を基本に実施
- ・社会福祉施設（児童福祉施設を除く） 3年に1回を基本に実施

³ 関係法令等の規定により、社会福祉法人等に対する実地指導を「指導監査」、確認監査及び指定障害福祉サービス事業所等に対しては「実地指導」、指定介護保険サービス事業所に対しては「運営指導」、有料老人ホーム等に対しては「立入検査」、認可外保育施設等に対しては「立入調査」とします。

⁴ 関係法令等の規定により、社会福祉法人等に対する監査を「特別監査」、確認監査及び指定介護保険サービス事業所及び指定障害福祉サービス事業所等に対しては「監査」、認可外保育施設等に対しては「特別立入調査」とします。

- ・児童福祉施設（小規模保育事業、事業所内保育事業を含む）

1年に1回実施

- ・確認監査（特定教育・保育施設等）

2年に1回を基本に実施

- ・認可外保育施設（病児保育事業を含む）

1年に1回を基本に実施

○高齢介護関連

- ・指定介護保険サービス事業所

3年から6年に1回を基本に実施

- ・老人福祉法に規定する有料老人ホーム

3年から6年に1回を基本に実施

○障害福祉関連

- ・指定障害者福祉サービス事業所、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業所及び指定特定相談支援事業所

概ね3年に1回実施

- ・指定障害児通所支援事業所及び指定障害児相談支援事業所

概ね3年に1回実施

○その他

利用者等からの相談や苦情などがあり、特に、実地による状況確認等が必要な場合には、随時による実地指導を行います。

④ 監査

法人運営又は施設等の運営に重大な問題を有すると認められる場合及び不祥事が発生した場合、又はそのおそれがあると認められる場合等に、監査を行います。

また、利用者に対して、虐待を行ったと判断される場合又は疑われる場合、事業内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由がある場合及び特に監査の実施が必要と認められるとき、監査を行います。

⑤ 指導監査実施方針等について

別に定める指導監査実施方針については、前年度の指導監査の実施結果を踏まえ、毎年度改正します。なお、改正にあたっては、本市には事例がないものの未然防止策として指導監査実施方針の重点指導事項⁵に加えるなど、社会福祉法人等や事業所等が適切なサービス提供体制が維持・継続できるよう効果的な指導監査に努めます。

⁵ 当該年度の指導監査を行うにあたって、前年度やこれまでの指導監査の実施結果から明らかとなった課題等から、特に重要視すべき点を「指導監査実施方針の重点指導事項」とし、社会福祉法人・施設指導監査説明会や集団指導を通じて指導を行い、社会福祉法人等に対して自主点検と自主改善を促します。

2. 社会福祉法人及び社会福祉施設等の実施状況

(1) 対象

① 社会福祉法人

指導監査の対象は、本市所管の社会福祉法人（市域内に社会福祉法人の本部を設置し、市域内でのみ事業を行っている法人）です。

なお、市域内に社会福祉法人の本部を設置しているが、本市以外の府内市町村や他府県に跨って施設や事業を運営している場合は、大阪府が所管する社会福祉法人として、大阪府が指導監査を行うことになります。

② 社会福祉施設等

指導監査の対象は、社会福祉法人の所轄庁が大阪府、他府県または政令指定都市に関わらず、市域内にある本市所管の社会福祉施設及び社会福祉法人以外の設置者（個人を含む）が経営する、市域内にある本市所管の児童福祉施設です。

③ 特定教育・保育施設等

確認監査の対象は、市域内にある施設型給付費及び地域型保育給付費の支給に係る施設及び事業者として本市が確認をした特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業です。

④ 認可外保育施設等

指導監督の対象は、本市に届出があった市域内にある認可外保育施設及び病児保育事業です。

表 1-1

【令和 5 年度社会福祉法人及び社会福祉施設等所管数】

		社会福祉法人立 所管数	社会福祉法人立 以外の所管数	計
社会福祉法人		29 法人		29 法人
社会福祉施設等				
特別養護老人ホーム		24 施設		24 施設
軽費老人ホーム		3 施設		3 施設
障害者支援施設		1 施設		1 施設
特定教育・ 保育施設等	保育所	17 施設	31 施設	48 施設
	幼保連携型認定こども園 (公立含む)	15 施設	33 施設	48 施設
	小規模保育事業	4 事業所	11 事業所	15 事業所
	事業所内保育事業		1 事業所	1 事業所
	幼稚園型認定こども園		9 施設	9 施設
	幼稚園(新制度)		7 施設	7 施設

注) 令和 5 年 4 月 1 日現在の法人及び施設数

認可外保育施設等		社会福祉法人立 届出数	社会福祉法人立 以外の届出数	計
認可外保育施設 (居宅訪問型保育事業含む)		5 施設	69 施設	74 施設
病児保育事業			3 事業所	3 事業所

注) 令和 5 年 4 月 1 日現在の届出数

参考【令和４年度社会福祉法人及び社会福祉施設等所管数】

		社会福祉法人立 所管数	社会福祉法人立 以外の所管数	計
社会福祉法人		29 法人		29 法人
社会福祉施設等				
特別養護老人ホーム		24 施設		24 施設
軽費老人ホーム		3 施設		3 施設
障害者支援施設		1 施設		1 施設
特定教育・ 保育施設等	保育所	18 施設	29 施設	47 施設
	幼保連携型認定こども園 (公立含む)	13 施設	34 施設	47 施設
	小規模保育事業	4 事業所	11 事業所	15 事業所
	事業所内保育事業		1 事業所	1 事業所
	幼稚園型認定こども園		8 施設	8 施設
	幼稚園(新制度)		7 施設	7 施設

注) 令和４年４月１日現在の法人及び施設数

認可外保育施設等		社会福祉法人立 届出数	社会福祉法人立 以外の届出数	計
認可外保育施設 (居宅訪問型保育事業含む)		5 施設	72 施設	77 施設
病児保育事業			3 事業所	3 事業所

注) 令和４年４月１日現在の届出数

(２) 重点指導事項

『令和５年度社会福祉法人等指導監査実施方針』における主な重点指導事項は以下のとおりです。

① 本部運営

- ・役員等の選任について
- ・理事長及び業務執行理事による理事会への報告について
- ・評議員会及び理事会の決議について
- ・評議員会及び理事会の議事録について
- ・地域における公益的な取組について

② 本部会計

- ・財務管理の状況について
- ・社会福祉法人会計基準に基づいた計算書類等について
- ・引当金の適正な処理について

③ 職員処遇

- ・職員配置について
- ・非常災害対策計画・避難確保計画について

④ 利用者支援

- ・苦情解決体制の確立について
- ・施設内外の安全管理について
- ・虐待防止・身体的拘束の原則禁止について
- ・事故発生の防止及び発生時の対応について
- ・避難・消防等訓練について
- ・子どもへの関わりについて

⑤ 食事提供

- ・衛生管理（検査用保存食）について
- ・栄養管理（給与栄養目標量）について

⑥ 施設会計

- ・財務管理の状況について
- ・会計事務の執行管理体制について
- ・社会福祉法人会計基準に基づいた計算書類等について
- ・引当金の適正な処理について
- ・委託費の弾力運用について（保育所）

⑦ 確認監査

- ・事故防止について
- ・職員配置について
- ・秘密保持について
- ・施設型給付費等の請求等（処遇改善加算・施設長（管理者）設置加算）について

(3) 実施状況

① i 社会福祉法人・施設指導監査説明会及び ii 集団指導

≪ i 社会福祉法人・施設指導監査説明会及び ii 集団指導 ≫	
・開催期間	i 令和5年6月下旬から約4週間 ii 令和5年7月中旬から約4週間
・開催手法	動画配信 (YouTube)
・視聴回数	i 110回 ii 501回
・内 容	【i 社会福祉法人・施設指導監査説明会】 1. 令和4年度社会福祉法人等指導監査結果について 2. 令和5年度社会福祉法人等指導監査実施方針について 等 【ii 集団指導】 1. 指導監査について 2. 令和4年度指導監査の実施状況 3. 主な留意事項について 4. その他

② 指導監査

i) 社会福祉法人

本市が所管する29法人のうち、令和5年度は、表1-2のとおり実施しました。

表 1-2

【社会福祉法人の実施状況】（令和5年度）

	所管数	計画数	実施数	指導数(文書・口頭)	助言数
社会福祉法人	29	9	9	63(48・15)	7
特別養護老人ホーム	5	1	1	7(4・3)	0
保育所	10	3	3	25(18・7)	3
その他	14	5	5	31(26・5)	4

参考【社会福祉法人の実施状況】（令和４年度）

	所管数	計画数	実施数	指導数(文書・口頭)	助言数
社会福祉法人	29	15	15	86(80・6)	24
特別養護老人ホーム	5	3	3	24(22・2)	6
保育所	10	7	7	42(39・3)	14
その他	14	5	5	20(19・1)	4

ii) 社会福祉施設等

本市が所管する 140 施設のうち、令和５年度は、表 1-3 のとおり実施しました。

表 1-3

【社会福祉施設等の実施状況】（令和５年度）

	所管数	計画数	実施数	指導数(文書・口頭)	助言数
老人福祉施設	27	10	10	12(5・7)	27
特別養護老人ホーム	24	7	7	7(3・4)	24
軽費老人ホーム	3	3	3	5(2・3)	3
障害者支援施設	1	0	0	0(0・0)	0
障害者支援施設	1	0	0	0(0・0)	0
児童福祉施設等	112	112	112	175(103・72)	91
保育所	48	48	48	84(53・31)	41
幼保連携型認定こども園 (公立含む)	48	48	48	43(20・23)	20
小規模保育事業	15	15	15	46(29・17)	30
事業所内保育事業	1	1	1	2(1・ 1)	0
合 計	140	122	122	187(108・79)	118

注) 幼稚園型認定こども園及び幼稚園（新制度）は、確認監査のみ実施しているため省略。

参考【社会福祉施設等の実施状況】（令和４年度）

	所管数	計画数	実施数	指導数(文書・口頭)	助言数
老人福祉施設	27	11	11	13(10・3)	10
特別養護老人ホーム	24	11	11	13(10・3)	10
軽費老人ホーム	3	0	0	0(0・0)	0
障害者支援施設	1	1	1	1(0・1)	0
障害者支援施設	1	1	1	1(0・1)	0
児童福祉施設等	110	110	110	239(111・128)	100
保育所	47	47	47	95(56・39)	45
幼保連携型認定こども園 (公立含む)	47	47	47	70(27・43)	37
小規模保育事業	15	15	15	70(27・43)	18
事業所内保育事業	1	1	1	4(1・3)	0
合 計	138	122	122	253(121・132)	110

注) 幼稚園型認定こども園及び幼稚園(新制度)は、確認監査のみ実施しているため省略。

iii) 確認監査

本市が所管する 128 施設のうち、令和 5 年度は、表 1-4 のとおり実施しました。

表 1-4

【確認監査の実施状況】（令和 5 年度）

	所管数	計画数	実施数	指導数(文書・口頭)	助言数
特定教育・保育施設等	128	71	71	80(64・16)	5
保育所	48	29	29	11(10・1)	0
幼保連携型認定こども園 (公立含む)	48	23	23	6(5・1)	2
小規模保育事業	15	9	9	10(9・1)	0
事業所内保育事業	1	0	0	0(0・0)	0
幼稚園型認定こども園	9	5	5	7(4・3)	0
幼稚園(新制度)	7	5	5	46(36・10)	3

参考【確認監査の実施状況】（令和４年度）

	所管数	計画数	実施数	指導数(文書・口頭)	助言数
特定教育・保育施設等	125	67	67	65(56・9)	4
保育所	47	24	24	15(13・2)	1
幼保連携型認定こども園 (公立含む)	47	25	25	13(13・0)	0
小規模保育事業	15	9	9	13(11・2)	0
事業所内保育事業	1	1	1	1(1・0)	0
幼稚園型認定こども園	8	6	6	16(11・5)	2
幼稚園(新制度)	7	2	2	7(7・0)	1

iv) 指導監督

本市に届出があった 77 施設等のうち、令和 5 年度は、表 1-5 のとおり実施しました。

表 1-5

【指導監督の実施状況】（令和 5 年度）

	届出数	計画数	実施数	指導数 (文書・口頭)	助言数	証明書 交付数 ⁶
認可外保育施設 (居宅訪問型保育事業含む)	74	66	66	62(48・14)	4	64
病児保育事業	3	3	3	1(1・0)	0	
合 計	77	69	69	63(49・14)	4	64

⁶ 指導監督基準の全項目について適合していることを確認した場合、また、改善指導を行った場合でも、その指導事項の改善状況の確認により、全項目について適合していることを確認した場合には、認可外保育施設のうち届出対象施設については「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を交付しています。

参考【指導監督の実施状況】（令和4年度）

	届出数	計画数	実施数	指導数 (文書・口頭)	助言数	証明書 交付数
認可外保育施設 (居宅訪問型保育事業含む)	77	71	71	40(21・19)	8	69
病児保育事業	3	3	3	0(0・0)	0	
合 計	80	74	74	40(21・19)	8	69

(4) 主な指導事項

9 法人及び 201 施設に対し、指導監査を実施した結果、全体で 393 件（文書指導 269 件、口頭指導 124 件）の指導及び 134 件の助言を行いました。

法人及び施設に対する主な指導事項は以下のとおりです。

① 社会福祉法人

○本部運営

・評議員会及び理事会の決議について

評議員会又は理事会の決議には、その決議について特別の利害関係を有する評議員又は理事が加わることができないことから、当該特別の利害関係を有する評議員又は理事の存否については、その決議を行う前に確認するよう指導しました。「特別の利害関係」とは、評議員が、その決議について、法人に対する善管注意義務を履行することが困難と認められる利害関係を言います。

また、理事については、その決議について、法人に対する忠実義務を履行することが困難と認められる利害関係を意味するものであり、「特別の利害関係」がある場合としては、理事の競業取引（理事が自己又は第三者のために当該法人の事業に属する取引を行うこと）や利益相反取引（理事が自己又は第三者のために法人と取引を行うこと）の承認や理事の損害賠償責任の一部免除の決議等の場合があります。

【具体的な指導事項】

- 評議員会の決議を行う際は、特別の利害関係を有する評議員の存否について、その決議を行う前に、法人が各評議員について確認すること。
- 理事会の決議を行う際は、特別の利害関係を有する理事の存否について、その決議を行う前に、法人が理事について確認すること。

・ **理事長及び業務執行理事による理事会への報告について**

理事長及び業務執行理事は、3ヶ月に1回以上（定款で毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で年2回以上とすることも可能）、自己の職務の執行状況を理事会に報告する義務がありますので、理事会に報告するよう指導しました。

報告内容について法令等の定めはありませんが、例えば、法人が実施する社会福祉事業、公益事業、収益事業等の運営状況及び経営状況、地域における公益的な取組の進捗状況、理事長等の専決事項、その他重要事項等の報告を行います。

【具体的な指導事項】

○理事長及び業務執行理事は、理事会で自己の職務の執行状況の報告が行われていないため、4ヶ月を超える間隔で2回以上、理事会に報告すること。

○本部会計

・ **経理規程について**

社会福祉法人は、会計基準省令に基づく適正な会計処理のための必要な事項について経理規程を定めるものです。経理規程においては、法令等及び定款に定めるものの他、社会福祉法人が会計処理を行うために必要な事項（予算・決算の手続等）について定めるものであります。社会福祉法人における会計面の業務執行に関する基本的な取扱いを定めるとともに、経理規程を遵守するよう指導しました。

【具体的な指導事項】

○経理規程の内容を会計基準省令に準拠するよう改定すること。

・ **附属明細書について**

附属明細書は、社会福祉法人が各会計年度に貸借対照表等の計算書類とともに作成しなければならない書類になります。

計算書類の内容を補足する重要な事項を表示するもので、附属明細書を含む計算書類等は、社会福祉法人の財務内容を明らかにし、施設の利用者、その他の家族、利害関係者をはじめ一般市民に公開するものであるため、会計基準に則した附属明細書を作成するよう指導しました。

【具体的な指導事項】

- 事業活動計算書の国庫補助金等特別積立金の額が補助金事業等収益明細書に記載されていないため、是正すること。
- 資金収支計算書に記載されている借入金額が借入金明細書に記載されていないため、是正すること。

② 社会福祉施設等

○職員処遇

・職員配置について

職員配置について、有資格者の複数配置や開園時間から閉園時間までの勤務表の作成に不備がある施設が見受けられたため、職員を適正に配置するよう指導しました。

【具体的な指導事項】

- 職員配置について、必要保育士数を下回っている時間帯があったため、シフトの見直しを行い、職員を適正に配置すること。

・職員の健康診断について

事業者は職員の健康管理を適切に行う必要がありますが、職員の雇入前健康診断の未提出及び職員に対する定期健康診断の一部未実施の状況が見受けられたため、適切に行うよう指導しました。

【具体的な指導事項】

- 職員の健康診断は年 1 回実施し、結果を保管すること。
- 採用時に提出させる健康診断結果について、徴取し、結果を保管すること。

○利用者支援

・施設内の安全管理について

社会福祉施設等は、安全・安心な生活環境を利用者に提供することが責務です。安全（危機）管理で重要なことは、事故等を未然に防ぐことであり、また施設の運営者、管理者、職員がそれぞれの持ち場・立場を明確にして全員で取り組むことが安全（危機）管理に繋がります。

また、令和 5 年 4 月 1 日より児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条

例に安全計画の策定が盛り込まれました。

安全計画に基づき、職員・児童等に周知することや計画に基づいて研修等の実施について記録を行うよう指導しました。

【具体的な指導事項】

○安全計画を策定すること。また安全計画について職員・児童等利用者に周知、研修等を実施し、記録すること。

○食事提供

・衛生管理について

加熱調理した食品については中心温度を計測し、加熱温度管理を行う必要があります。調理が終了した食品は速やかに提供できるように工夫するか、調理終了後 30 分以上を要する場合は、温度管理や搬出時刻の記録により、食中毒を防ぐことが重要です。調理終了後の食事提供まで適切に温度管理を行うよう指導しました。

【具体的な指導事項】

○調理終了後、食事提供までに 30 分以上を要する場合は、10℃以下または 65℃以上で保存し、必要な時刻及び温度の記録を行うこと。
○調理終了後、2 時間以内に喫食すること。

○施設会計

・経理規程に基づく会計管理について

経理規程に定める内容と運営実態が一致しない運用を行っている施設が見受けられたため、経理規程に基づく運用を行うか、実態に則した経理規程の改正を行うか検討するよう指導しました。

【具体的な指導事項】

○小口現金の運用について、経理規程で規定されている保管限度額を超過していたため、経理規程に基づく運用を行うか実態に則して改正すること。

・私立保育所に対する委託費の経理等について

私立保育所に対する委託費は「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成 27 年 9 月 3 日府子本第 254 号・雇児発 0903 第 6 号）により、使途範囲及びその運用の取扱いが定められています。

委託費の弾力運用については、適切な施設運営が確保されていることを前提として認められております。弾力運用に当たっては、こども事業課に事前協議・事前承認等を要する場合がありますが、手続きを行っていない施設が見受けられたため、手続きを行うよう指導しました。

【具体的な指導事項】

- 積立て預金積立支出及び当期資金収支差額合計の額が、収入決算額の 5 % 以上に相当しているが、所定の報告がなされていないのでこども未来部こども事業課へ報告すること。
- 別表 5 の経費充当額が限度額（当該年度委託費の 3 ヶ月分）を超過しているので、収支計算分析表（様式 4）をこども未来部こども事業課へ提出すること。

③ 確認監査

・運営規程と重要事項説明書について

運営規程は園の管理規程として定めるものであり、重要事項説明書は保護者に説明し同意を得たうえで交付するものです。

内容が実態と相違しているため、実態と一致するよう指導しました。

【具体的な指導事項】

- 運営規程に記載されている利用者負担金と、重要事項説明書（入園のしおり）に記載されている実費徴収金の金額が相違しているので、実態と一致させること。

・各種加算等における職員配置について

公定価格における各種加算の認定は「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」に基づいて、施設型給付費等の支給の適正化のため、加算等の要件を満たしている場合に各種加算を支給しています。

該当する加算を申請している場合に、加算等の要件を一部満たしていない施設が見受けられたため、指導しました。

【具体的な指導事項】

- 処遇改善加算にかかる賃金改善残額があるため、職員に対し支給を行うこと。
- 主任保育士専任加算などの職員配置の加算について、支給要件を確認し、適切に職員の配置を行うこと。

④ 認可外保育施設等

・健康管理、安全確保について

安全計画について、施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等と含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する事項を計画し、児童の安全確保に配慮した保育を実施するため策定することが令和5年4月より義務付けられました。安全計画の策定と職員・保護者への周知、計画に基づく研修や実施について指導しました。

また、労働安全衛生法に基づく定期健康診断は、常時使用する労働者について、その健康状態を把握し、労働時間の短縮、作業転換等の事後措置を行い、脳・心臓疾患の発症の防止、生活習慣病等の増悪防止を図ることなどを目的として事業者により実施されるものであるため、1年に1回、健康診断を実施するよう指導しました。

【具体的な指導事項】

- 安全計画を策定すること。
- 職員の健康診断は、1年に1回、実施すること。

(5) 対策

① 社会福祉法人・施設指導監査説明会及び集団指導の実施

ICTを活用した手法により、本市所管の法人・施設を対象に指導監査説明会及び特定教育・保育施設等を対象に集団指導を実施し、令和5年度の指導監査の結果や重点指導内容等の周知、情報の提供を行います。

このことにより、持続的な法人・施設運営と、利用者の立場に立ったサービス提供の維持・向上を図ります。

《 i 社会福祉法人・施設指導監査説明会及び ii 集団指導 》

- ・開催期間 i 令和6年6月下旬から4週間程度
 ii 令和6年7月中旬から4週間程度
- ・開催手法 動画配信（YouTube）
- ・内 容 【 i 社会福祉法人・施設指導監査説明会 】
 1. 令和5年度社会福祉法人等指導監査結果について
 2. 令和6年度社会福祉法人等指導監査実施方針について 等【 ii 集団指導 】
 1. 指導監査について
 2. 令和5年度指導監査の実施状況
 3. 主な留意事項について
 4. その他

② 計画的な指導監査の実施

令和6年度においても指導監査の重点指導事項を定め、周知徹底することによって、自主点検及び自主改善を促すとともに、指導監査を計画的に行うことにより、法人及び施設の育成に努めます。

(6) 令和6年度指導監査の主な重点指導事項

令和6年度の指導監査における主な重点指導事項は、前年度の指導監査、社会福祉法の改正等を踏まえたうえで、以下のとおりとします。

○本部運営

役員等及び理事長の選任について

理事長及び業務執行理事による理事会への報告について

評議員会及び理事会の決議について

評議員会及び理事会の議事録について

地域における公益的な取組について

○本部会計

財務管理の状況について

社会福祉法人会計基準に基づいた計算書類等について

引当金の適正な処理について

○職員処遇

職員配置について

非常災害対策計画・避難確保計画について

職員の確保及び定着化について

○利用者支援

苦情解決体制の確立について

施設内外の安全管理について

虐待防止・身体的拘束の原則禁止について

事故発生の防止及び発生時の対応について

避難・消防等訓練について

子どもへの関わりについて

○食事提供

衛生管理（検査用保存食）について

栄養管理（給与栄養目標量）について

○施設会計

財務管理の状況について

会計事務の執行管理体制について

社会福祉法人会計基準に基づいた計算書類等について

引当金の適正な処理について

委託費の弾力運用について（保育所）

○確認監査

事故防止について

職員配置について

秘密保持について

施設型給付費等の請求等（処遇改善加算・施設長（管理者）設置加算）について

3. 介護保険サービス事業者、有料老人ホーム等の実施状況

(1) 対象

指導監査の対象は、指定等を受けている全ての介護保険サービス事業者、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅とし、介護保険法に基づく運営指導については、原則として3～6年に1回の頻度で行えるよう計画的に対象事業者を選定します。

令和5年度の運営指導については、市に寄せられた苦情相談、事故報告の内容、給付実績、前回の運営指導等を勘案して対象事業者を選定しました。

業務管理体制の整備に関する確認検査における対象は、指定等を受けている事業所等の所在地が全て本市に所在する事業者となっており、対象事業者を選定し実施します。

表 2-1

【介護保険サービス事業者指定数及び有料老人ホーム等届出数】

居宅サービス(予防含む)	訪問介護	196
	訪問入浴介護	10
	訪問看護	150
	訪問リハビリテーション	10
	居宅療養管理指導	2
	通所介護	66
	通所リハビリテーション	18
	短期入所生活介護	44
	短期入所療養介護	20
	特定施設入居者生活介護	35
	福祉用具貸与	66
	特定福祉用具販売	64
地域密着型サービス(予防含む)	夜間対応型訪問介護	1
	認知症対応型通所介護	13
	小規模多機能型居宅介護	35
	地域密着型通所介護	50
	認知症対応型共同生活介護	60
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	10
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4
	看護小規模多機能型居宅介護	2
居宅介護支援	居宅介護支援	146
介護予防支援	介護予防支援	7
介護保険施設	介護老人福祉施設	14
	介護老人保健施設	10
① 合 計		1,033
有料老人ホーム		56
サービス付き高齢者向け住宅		38
② 合 計		94
① +② 総 計		1,127

注) 令和5年4月1日現在の指定等の数 市外事業者を除く

【豊中市介護予防・日常生活総合事業 事業者指定数】

訪問型サービス	訪問介護相当サービス	173
	訪問型サービスA	89
① 合 計		262
通所型サービス	通所介護相当サービス	109
	通所型サービスA	23
② 合 計		132
①+② 総 計		394

注) 令和5年4月1日現在の指定等の数 市外事業者を除く

(2) 重点指導事項

『令和5年度豊中市介護保険事業者等指導実施方針』における「最重点指導事項」及び「重点指導事項」は以下のとおりです。

「最重点指導事項」

(重点指導事項の中でも特に重要なものとして、比重を置いた指導を行うもの)

- ・ 高齢者虐待の防止
- ・ 身体的拘束等の原則禁止

「重点指導事項」

① 人員、設備及び運営に関する事項

- ・ 高齢者虐待の防止
- ・ 身体的拘束等の原則禁止
- ・ 各サービス計画の作成
- ・ 衛生管理等
- ・ 業務継続計画の策定等
- ・ 事故発生時の対応
- ・ 勤務体制の確保等

② 介護報酬の請求に関する事項

- ・ 報酬基準等に基づいた介護報酬の請求

(3) 実施状況

① 集団指導

サービス種別毎に以下のとおり、市ホームページ上で集団指導を行いました。

欠席事業者には、個別指導を実施しました。

i 介護保険サービス事業者等

- ・ 実施期間 令和 5 年 6 月 1 日～令和 5 年 7 月 31 日
- ・ 参加数 721 事業所
- ・ 欠席数 8 事業所
- ・ 内容 指導に関する事項
豊中市における指定・運営
事業運営上の留意事項 等

ii 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

- ・ 実施期間 令和 5 年 12 月 19 日～令和 6 年 1 月 22 日
- ・ 参加数 95 施設
- ・ 欠席数 0 施設
- ・ 内容 豊中市有料老人ホーム設置運営指導指針について
その他情報提供 等

② 運営指導

本市が所管する指定介護保険サービス事業所のうち、令和 5 年度の運営指導等については、市に寄せられた苦情相談、事故報告の内容、給付実績、前回の運営指導等を勘案して対象事業所を選定し実施しました。

表 2-2

【サービス分類ごとの運営指導等実施状況】（令和 5 年度）

	所管数	計画数	実施数	指導数（文書・口頭）	助言数
居宅サービス(予防含む)	681	122	114	921(145・776)	577
地域密着型サービス(予防含む)	175	44	41	283(61・222)	183
居宅介護支援	146	30	25	294(67・227)	342
介護予防支援	7	0	0	0	0
介護老人福祉施設	14	3	4	8(1・7)	9
介護老人保健施設	10	3	3	12(2・10)	14
有料老人ホーム	56	14	12	100(28・72)	0
サービス付高齢者向け住宅	38	10	10	47(7・40)	0
豊中市介護予防・日常生活総合事業	394	59	49	441(34・407)	254
合 計	1,521	285	258	2,106(345・1,761)	1,379

注) 所管数は令和 5 年 4 月 1 日現在の指定等の数

参考【サービス分類ごとの実地指導等実施状況】（令和 4 年度）

	所管数	計画数	実施数	指導数（文書・口頭）	助言数
居宅サービス(予防含む)	663	124	87	781(134・647)	321
地域密着型サービス(予防含む)	178	41	24	180(37・143)	39
居宅介護支援	152	28	17	176(23・153)	165
介護予防支援	7	0	0	0	0
介護老人福祉施設	14	6	6	44(15・29)	8
介護老人保健施設	10	3	3	9(2・7)	6
有料老人ホーム	51	15	8	71(33・38)	0
サービス付高齢者向け住宅	37	9	11	28(16・12)	0
豊中市介護予防・日常生活総合事業	403	67	49	405(49・356)	189
合 計	1,515	293	205	1,694(309・1,385)	728

注) 所管数は令和 4 年 4 月 1 日現在の指定等の数

表 2-3

【サービス種別ごとの運営指導等実施状況】（令和 5 年度）

		所管数	計画数	実施数	指導数(文書・口頭)	助言数
居宅 サービス (予防含む)	訪問介護	196	32	26	350(44・306)	211
	訪問入浴介護	10	0	0	0	0
	訪問看護	150	18	18	199(40・159)	54
	訪問リハビリテーション	10	6	6	18(0・18)	14
	居宅療養管理指導	2	0	0	0	0
	通所介護	66	10	10	81(29・52)	47
	通所リハビリテーション	18	6	6	24(4・20)	14
	短期入所生活介護	44	14	16	32(10・22)	40
	短期入所療養介護	20	6	6	20(0・20)	16
	特定施設入居者生活介護	35	10	10	20(2・18)	55
	福祉用具貸与	66	12	8	90(8・82)	72
	福祉用具販売	64	8	8	87(8・79)	54
地域密着型 サービス (予防含む)	夜間対応型訪問介護	1	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	13	5	5	43(10・33)	22
	小規模多機能型居宅介護	35	9	7	68(17・51)	24
	地域密着型通所介護	50	9	8	79(13・66)	44
	認知症対応型共同生活介護	60	16	16	66(10・56)	54
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	10	4	4	14(5・9)	30
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	0	0	0	0
	看護小規模多機能型居宅介護	2	1	1	13(6・7)	9
居宅介護支援	居宅介護支援	146	30	25	294(67・227)	342
介護予防支援	介護予防支援	7	0	0	0	0
介護保険施設	介護老人福祉施設	14	3	4	8(1・7)	9
	介護老人保健施設	10	3	3	12(2・10)	14
① 合 計		1,033	202	187	1,518(276・1,242)	1,125
有料老人ホーム		56	14	12	100(28・72)	0
サービス付き高齢者向け住宅		38	10	10	47(7・40)	0
② 合 計		94	24	22	147(35・112)	0
①+② 総 計		1,127	226	209	1,665(311・1,354)	1,125

		所管数	計画数	実施数	指導数(文書・口頭)	助言数
訪問型サービス	訪問介護相当サービス	173	28	21	209 (12・197)	120
	訪問型サービス A	89	14	12	115(6・109)	67
③ 合 計		262	42	33	324 (18・306)	187
通所型サービス	通所介護相当サービス	109	17	16	117 (16・101)	67
	通所型サービス A	23	0	0	0	0
④ 合 計		132	17	16	117 (16・101)	67
③+④ 総 計		394	59	49	441 (34・407)	254
①+②+③+④ 総 計		1,521	285	258	2,106 (345・1,761)	1,379

参考【サービス種別ごとの実地指導等実施状況】（令和４年度）

		所管数	計画数	実施数	指導数(文書・口頭)	助言数
居宅 サービス (予防含む)	訪問介護	191	37	27	329(58・271)	216
	訪問入浴介護	10	0	0	0	0
	訪問看護	132	20	10	91(4・87)	25
	訪問リハビリテーション	10	2	2	6(0・6)	2
	居宅療養管理指導	2	0	0	0	0
	通所介護	63	8	6	91(34・57)	15
	通所リハビリテーション	18	4	4	12(0・12)	9
	短期入所生活介護	44	17	18	100(27・73)	14
	短期入所療養介護	20	6	6	11(0・11)	8
	特定施設入居者生活介護	35	10	2	4(0・4)	1
	福祉用具貸与	70	10	6	80(8・72)	18
	福祉用具販売	68	10	6	57(3・54)	13
地域密着型 サービス (予防含む)	夜間対応型訪問介護	1	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	14	4	2	8(0・8)	2
	小規模多機能型居宅介護	35	2	2	33(13・20)	2
	地域密着型通所介護	53	9	4	52(11・41)	9
	認知症対応型共同生活介護	60	20	10	50(2・48)	18
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	10	5	5	30(11・19)	6
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	1	1	7(0・7)	2
	看護小規模多機能型居宅介護	1	0	0	0	0
居宅介護支援	居宅介護支援	152	28	17	176(23・153)	165
介護予防支援	介護予防支援	7	0	0	0	0
介護保険施設	介護老人福祉施設	14	6	6	44(15・29)	8
	介護老人保健施設	10	3	3	9(2・7)	6
①合 計		1,024	202	137	1,190(211・979)	539
有料老人ホーム		51	15	8	71(33・38)	0
サービス付き高齢者向け住宅		37	9	11	28(16・12)	0
②合 計		88	24	19	99(49・50)	0
①+② 総 計		1,112	226	156	1,289(260・1,029)	539

		所管数	計画数	実施数	指導数(文書・口頭)	助言数
訪問型サービス	訪問介護相当サービス	168	33	25	214 (25・189)	145
	訪問型サービス A	98	19	10	61 (0・61)	34
③ 合 計		266	52	35	275 (25・250)	179
通所型サービス	通所介護相当サービス	112	11	10	93 (20・73)	9
	通所型サービス A	25	4	4	37 (4・33)	1
④ 合 計		137	15	14	130 (24・106)	10
③+④ 総 計		403	67	49	405 (49・356)	189
①+②+③+④ 総 計		1,515	293	205	1,694 (309・1,385)	728

(4) 行政処分

対象なし

(5) 主な指導事項

① 虐待の防止について

虐待は高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高い行為であることを伝え、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の未然防止、虐待等の早期発見、虐待等への迅速かつ適切な対応が重要であるという観点から虐待の防止に取り組むよう指導しました。

【具体的な指導事項】

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 以上3項目を適切に実施するための担当者を置くこと。

② 身体的拘束等の原則禁止について

緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはいけないこと、身体的拘束等を行う場合は、切迫性、非代替性、一時性の 3 要件を満たしていることを確認できるよう指導しました。また、3 要件を満たしていない場合、本人・家族の同意がない場合の身体的拘束等は高齢者虐待に相当することを説明するとともに、行った場合は解除に向けて努力するよう指導しました。

【具体的な指導事項】

- 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。
- 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- 身体的拘束等の実施にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合であることを多職種で検討し、その内容を書面で確認できるようにすること。

③ 各サービス計画の作成について

サービス計画の作成は、計画作成に係る一連のプロセス（アセスメント→サービス計画原案作成→多職種で協議→利用者への説明、同意、交付→計画に基づいたサービス提供→モニタリングなど→必要に応じてサービス計画の変更）が適切になされ、利用者ごとのニーズに応じた個別ケアが行われるよう指導しました。

また、サービス計画の更新の際も一連のプロセスを実施するよう指導しました。

【具体的な指導事項】

- 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助や機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載したサービス計画を適切に作成すること。
- サービス計画について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
- サービス計画を利用者に交付すること。
- サービス計画について、その実施状況の把握を適切に行い、必要に応じてサービス計画の変更を行うこと。

④ 事故発生時の対応

サービスの提供にあたって事故が発生した場合、適切な処置を行い、市や利用者の家族等に連絡を行うとともに記録を残し、同様の事故が起こることがないように、原因究明や事故防止策を講じる必要があることを指導しました。利用者が安心してサービスの提供を受けることができるよう、事故発生時の速やかな対応が求められることを指導しました。

【具体的な指導事項】

- 事故発生の防止及び発生時の対応について、事故発生の防止のための指針に入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針を盛り込むこと。
- 事故発生時の対応について、サービス提供により事故が発生した場合は、市に連絡を行うこと。
- 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合には、その分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。

⑤ 勤務体制の確保等

勤務していることがタイムカードなどで確認できない、時間帯における必要な人員を確保できていない事例について指導しました。

また、人員に関する要件が設けられている加算についても、他サービスと兼務したり、専従していることが確認できなかったため、事業者ごとに従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係を明確にするよう指導しました。

【具体的な指導事項】

- 原則として月ごとの勤務表を作成し、看護職員の兼務関係等を明確にすること。
- 介護職員の資質の向上のために、その研修の機会が確保されていることが記録から確認できなかったのを、確認できるようにすること。
- 共同生活住居ごとに、介護従業者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者との兼務、夜間及び深夜の勤務の担当者等を明確にすること。

⑥ 介護給付費等の算定及び取扱いについて

加算とは一定の要件（算定要件）に適合したサービスについて、基本報酬に上乘せされるものです。算定要件に適合していなければ不適切な加算となり、過誤調整などの対象となります。

各事業者は、各種加算の算定時には、確認できる資料や記録にもれがないか複数でチェックする体制を整備するなど、事業所として取り組むよう指導しました。

【具体的な指導事項】

- 人員の欠如減算については、早急に指定基準に定められた員数の従業者を配置すること。
- サービス提供体制強化加算について、人員基準欠如に該当する日は算定しないこと。
- 看取り介護加算の算定要件を満たした上で加算を算定すること。

（６）対策

① 集団指導の実施

介護保険サービス事業者等に対する集団指導は、利用者の立場に立ったサービス提供を維持・向上するため、令和５年度の指導監査の実績等を踏まえて、サービス提供や事業運営上の留意事項などの周知徹底を図ります。令和６年度の介護保険サービス事業者等に対する集団指導は、令和５年度に引き続き市ホームページ上で実施する予定です。

◆ 集団指導開催時期（予定）

- | | |
|------------------------|---------|
| ・介護保険サービス事業者等 | 令和６年６月 |
| ・有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 | 令和６年１２月 |

② 計画的な運営指導の実施

令和６年度運営指導の重点指導事項を定め周知徹底することにより、事業者の自主点検及び自主改善を促すとともに、引き続き運営指導を計画的に行うことにより事業者の育成に努めます。また、指導の重点化・効率化を図るため、３年から６年に１回の周期で運営指導を行います。

(7) 令和6年度運営指導の重点指導事項

令和6年度の運営指導における重点指導事項は以下のとおりとします。

① 運営指導における重点指導事項

運営指導については、

- ①高齢者虐待の防止 ②身体的拘束等の原則禁止 ③各サービス計画の作成
- ④衛生管理等 ⑤業務継続計画の策定等 ⑥事故発生時の対応
- ⑦勤務体制の確保等

の7点を令和6年度の重点指導事項とします。

また、7点の重点指導事項の中でも、特に①高齢者虐待の防止 ②身体的拘束等の原則禁止については、これらの事項に違反していることを以って指導を行い、利用者の尊厳保持の観点からも極めて重要な事項であるため、特に比重を置き、「**最重点指導事項**」として指導を行います。

運営指導における**最重点指導事項**

- ①高齢者虐待の防止
- ②身体的拘束等の原則禁止

運営指導における重点指導事項

- ① 高齢者虐待の防止 (再掲)
- ② 身体的拘束等の原則禁止 (再掲)
- ③ 各サービス計画の作成
- ④ 衛生管理等
- ⑤ 業務継続計画の策定等
- ⑥ 事故発生時の対応
- ⑦ 勤務体制の確保等

② 報酬請求指導における重点指導事項

報酬請求指導については、「報酬基準等に基づいた介護報酬の請求」を重点指導事項とし、報酬基準に基づいた実施体制の確保や各種加算及び減算の考え方に関する指導を実施することにより、保険給付の適正化を図ることができるようサービス事業者等の支援を行います。

報酬請求指導における重点指導事項

○報酬基準等に基づいた介護報酬の請求

(8) 業務管理体制の整備に関する確認検査

① 一般検査

業務管理体制の整備に関する届出内容の確認（一般検査）については、業務管理体制の整備に関する事項の届出がある事業者で本市に立入検査等の事務・権限がある事業者のうち、50 事業者に対し実施しました。

いずれも業務管理体制の整備・運用状況は概ね適正と認められました。

【実施状況】（令和 5 年度）

50 事業者

参考【実施状況】（令和 4 年度）

50 事業者

② 特別検査

特別検査は、指定介護保険サービス事業所等の指定取消相当の事案が発覚した場合に、当該サービス事業者の本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況及び組織的関与の有無を検証するため実施します。

令和 5 年度は、対象事業者はありませんでした。

4. 障害福祉サービス事業者等の実施状況

(1) 対象

指導監査の対象は、指定を受けている全ての指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）とし、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく実地指導については、原則として概ね3年に1回の頻度で行うことを目標に、計画的に対象事業者を選定し実施します。また、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく監査については、利用者に対して虐待を行ったこと疑うに足る理由のある事業者、介護給付費等の不正請求の疑いのある事業者等を対象に実施します。

業務管理体制の整備に関する確認検査については、本市に業務管理体制の整備に関する届出を行っている指定障害福祉サービス事業者等及び指定障害児通所支援事業者等が対象となり、対象事業者を選定し実施します。

表 3-1

【障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等指定数】

自立支援給付	相談支援	地域相談支援	48
		計画相談支援	31
	訪問系	居宅介護	176
		重度訪問介護	160
		同行援護	89
		行動援護	18
		短期入所	12
		日中活動系	療養介護
	生活介護		45
	就労継続支援 A 型		5
	就労継続支援 B 型		37
	就労移行支援		10
	自立訓練		2
	就労定着支援		6
	自立生活援助		1
	居住系	共同生活援助	33
		障害者支援施設	1
地域生活支援事業	地域生活支援※	移動支援	137
		日中一時支援	2
		訪問入浴	4
		施設入浴	1
		地域活動支援	2
障害福祉サービス事業者 ①合計			821
障害児通所支援給付及び 障害児相談支援給付	障害児通所支援	児童発達支援	62
		放課後等デイサービス	70
		居宅訪問型児童発達支援	1
		保育所等訪問支援	5
	障害児相談支援	障害児相談支援	28
障害児通所支援事業者等 ②合計			166
① +②総計			987

注) 令和 5 年 4 月 1 日現在の指定数 ※市外事業者を除く

（２）重点指導事項

『令和５年度豊中市指定障害福祉サービス事業者等指導実施方針』における主な重点指導事項は以下のとおりです。

① 人員、設備及び運営指導に関する事項

- i. 利用者の権利擁護及びその観点を踏まえた適切な支援（利用者の人権尊重）
- ii. 虐待の防止及び身体的拘束等の原則禁止
- iii. 非常災害対策
- iv. 衛生管理等（感染症等の予防、発生時の対応及び従業員の健康診断の適正な実施等含む）
- v. 事故発生時の対応（事故防止の取り組み等含む）
- vi. 人員基準の遵守
- vii. サービスの提供の記録（記録及び利用者確認等含む）
- viii. 個別支援計画の作成等
- ix. 業務継続計画の策定

② 報酬請求指導に関する事項

- i. 自立支援給付等の適正化
- ii. 例外的な態様でのサービス提供の算定要件の遵守
- iii. 加算の算定要件（各加算要件に関する記録等）の遵守

（３）実施状況

① 集団指導

集団指導については、令和４年度に引き続き、市のホームページを活用したweb形式で実施しました。

資料に加え、新たに動画をホームページ上に掲載し、事業者において各資料や動画の内容の確認及び事業所内での周知研修を実施したうえで、豊中市電子申込システムに掲載したアンケートに対し、周知研修の実施状況や事業所運営に関する内容の回答をもって、集団指導への出席とみなしました。

i 障害福祉サービス事業者

（令和５年度 指定障害福祉サービス事業者等 集団指導）

- ・開催年月日 令和５年５月３１日 対象事業者に実施通知送付
- ・アンケート提出期限
 - 第１期日：令和５年６月３０日（金）※
 - 第２期日：令和５年７月１２日（水）

※第１期日までに提出が確認できなかった事業所については、７月３日以降に提出要請を実施。アンケート項目に回答遅延理由を追加して回答を求めた。

- ・参加数 339 事業所
- ・欠席数 6 事業所
- ・内容 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導及び監査について
実地指導における主な指導事項について 等

ii 障害児通所支援事業者等

(令和 5 年度 指定障害児支援事業者等 集団指導)

- ・開催年月日 令和 5 年 5 月 31 日 対象事業者に実施通知送付
- ・アンケート提出期限
第 1 期日：令和 5 年 6 月 30 日（金）※
第 2 期日：令和 5 年 7 月 12 日（水）

※第 1 期日までに提出が確認できなかった事業所については、7 月 3 日以降に提出要請を実施。アンケート項目に回答遅延理由を追加して回答を求めた。

- ・参加数 106 事業所
- ・欠席数 1 事業所
- ・内容 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導及び監査について
実地指導における主な指導事項について 等

② 実地指導

本市が所管する指定障害福祉サービス事業者等のうち、令和 5 年度の実地指導については、市に寄せられた苦情相談、事故報告の内容、給付実績、集団指導の出席状況、前回の実地指導等を勘案して対象となる事業者を選定し実施しました。

表 3-2

【サービス分類ごとの実地指導実施状況】（令和 5 年度）

	所管数	計画数	実施数	指導数(文書・口頭)	助言数
自立支援給付	675	123	105	821 (804・17)	391
相談支援	79	25	13	90 (89・ 1)	36
訪問系	455	60	61	373 (358・15)	230
日中活動系	107	31	26	267 (266・ 1)	102
居住系	34	7	5	91 (91・ 0)	23
地域生活支援	146	16	16	106 (101・ 5)	46
地域生活支援	146	16	16	106 (101・ 5)	46
障害児通所支援給付及 ひ障害児相談支援給付	166	30	18	245 (245・ 0)	77
障害児通所支援	138	21	13	199 (199・ 0)	63
障害児相談支援	28	9	5	46 (46・ 0)	14
合 計	987	169	139	1,172 (1,150・22)	514

参考【サービス分類ごとの実地指導実施状況】（令和 4 年度）

	所管数	計画数	実施数	指導数(文書・口頭)	助言数
自立支援給付	644	136	44	344 (340・ 4)	268
相談支援	81	16	3	10 (10・ 0)	26
訪問系	435	80	28	203 (201・ 2)	172
日中活動系	97	29	10	101 (99・ 2)	48
居住系	31	11	3	30 (30・ 0)	22
地域生活支援	143	24	8	65 (64・ 1)	54
地域生活支援	143	24	8	65 (64・ 1)	54
障害児通所支援給付及 ひ障害児相談支援給付	155	62	61	561 (559・ 2)	500
障害児通所支援	127	57	60	551 (549・ 2)	490
障害児相談支援	28	5	1	10 (10・ 0)	10
合 計	942	222	113	970 (963・ 7)	822

表 3-3 【サービス種類ごとの実地指導実施状況】（令和 5 年度）

		所管数	計画数	実施数	指導数(文書・口頭)	助言数
自立支援給付						
相談支援	地域相談支援	48	16	8	36 (36 ・ 0)	22
	計画相談支援	31	9	5	54 (53 ・ 1)	14
訪問系	居宅介護	176	23	25	157 (151 ・ 6)	97
	重度訪問介護	160	22	24	141 (135 ・ 6)	93
	同行援護	89	9	8	46 (44 ・ 2)	24
	行動援護	18	4	4	29 (28 ・ 1)	16
	短期入所	12	2	0	0 (0 ・ 0)	0
日中活動系	療養介護	1	0	0	0 (0 ・ 0)	0
	生活介護	45	10	8	87 (86 ・ 1)	33
	就労継続支援 A 型	5	3	0	0 (0 ・ 0)	0
	就労継続支援 B 型	37	8	7	88 (88 ・ 0)	34
	就労移行支援	10	5	5	47 (47 ・ 0)	19
	自立訓練	2	1	1	11 (11 ・ 0)	2
	就労定着支援	6	4	4	30 (30 ・ 0)	12
	自立生活援助	1	0	1	4 (4 ・ 0)	2
居住系	共同生活援助	33	7	5	91 (91 ・ 0)	23
	障害者支援施設	1	0	0	0 (0 ・ 0)	0
地域生活支援						
地域生活支援	移動支援	137	16	16	106 (101 ・ 5)	46
	日中一時支援	2	0	0	0 (0 ・ 0)	0
	訪問入浴	4	0	0	0 (0 ・ 0)	0
	施設入浴	1	0	0	0 (0 ・ 0)	0
	地域活動支援	2	0	0	0 (0 ・ 0)	0
障害児通所支援給付及び障害児相談支援給付						
障害児通所支援	児童発達支援	62	9	5	79 (79 ・ 0)	23
	放課後等デイサービス	70	12	8	120 (120 ・ 0)	40
	居宅訪問型児童発達支援	1	0	0	0 (0 ・ 0)	0
	保育所等訪問支援	5	0	0	0 (0 ・ 0)	0
障害児相談支援	障害児相談支援	28	9	5	46 (46 ・ 0)	14
合 計		987	169	139	1,172 (1,150・22)	514

参考【サービス種類ごとの実地指導実施状況】（令和４年度）

		所管数	計画数	実施数	指導数(文書・口頭)	助言数
自立支援給付						
相談支援	地域相談支援	50	12	2	0 (0 ・ 0)	16
	計画相談支援	31	4	1	10 (10 ・ 0)	10
訪問系	居宅介護	168	33	11	77 (76 ・ 1)	74
	重度訪問介護	155	30	10	68 (67 ・ 1)	60
	同行援護	88	10	5	44 (44 ・ 0)	33
	行動援護	14	5	1	12 (12 ・ 0)	2
	短期入所	10	2	1	2 (2 ・ 0)	3
日中活動系	療養介護	1	1	1	12 (12 ・ 0)	1
	生活介護	42	12	3	29 (29 ・ 0)	25
	就労継続支援Ａ型	5	2	2	18 (16 ・ 2)	10
	就労継続支援Ｂ型	32	8	4	42 (42 ・ 0)	12
	就労移行支援	9	5	0	0 (0 ・ 0)	0
	自立訓練	2	0	0	0 (0 ・ 0)	0
	就労定着支援	5	1	0	0 (0 ・ 0)	0
	自立生活援助	1	0	0	0 (0 ・ 0)	0
居住系	共同生活援助	30	10	2	21 (21 ・ 0)	19
	障害者支援施設	1	1	1	9 (9 ・ 0)	3
地域生活支援						
地域生活支援	移動支援	134	24	8	65 (64 ・ 1)	54
	日中一時支援	2	0	0	0 (0 ・ 0)	0
	訪問入浴	4	0	0	0 (0 ・ 0)	0
	施設入浴	1	0	0	0 (0 ・ 0)	0
	地域活動支援	2	0	0	0 (0 ・ 0)	0
障害児通所支援給付及び障害児相談支援給付						
障害児通所支援	児童発達支援	55	29	31	282 (281 ・ 1)	253
	放課後等デイサービス	67	28	29	269 (268 ・ 1)	237
	居宅訪問型児童発達支援	1	0	0	0 (0 ・ 0)	0
	保育所等訪問支援	4	0	0	0 (0 ・ 0)	0
障害児相談支援	障害児相談支援	28	5	1	10 (10 ・ 0)	10
合 計		942	222	113	970 (963 ・ 7)	822

(4) 行政処分

対象なし

(5) 主な指導事項

① 人員に関する事項

・人員基準の遵守

事業所が配置すべき人員については、サービスごとに人員基準等において定められていますが、タイムカード等勤務の実績を確認できるものが無いなど、事業所ごとの勤務体制が明確にされておらず、配置されている人員数の確認ができない事例がありました。

実地指導においては、職種ごとに必要な人員数の配置及び配置すべき人員数を事業所において把握し、現在の配置状況を確認できる書類を整えるよう指導しました。

【具体的な指導事項】

- 従業者の人員数が常勤換算方法で 2.5 以上を満たしていることの確認ができないため、勤務実績等を作成し、確認できるようにすること。
- 営業時間を通じて必置の職員が配置されていることが確認できないため、勤務実績等を作成し、確認できるようにすること。

② 運営に関する事項

・個別支援計画に係る手続きの不備

個別支援計画に係るアセスメントの実施、個別支援計画に係る会議の開催、利用者への交付等一連の手続きが適切に行われていない事例や個別支援計画の作成日、説明日及び交付日を記録していない事例が確認されました。

実地指導においては、個別支援計画を作成するにあたって、基準等の規定に基づいた適切な手続きを行うよう、また作成日等の記録をするよう指導しました。

【具体的な指導事項】

- アセスメントを実施したことが確認できるようにすること。
- 個別支援計画の作成に係る会議（利用者に対するサービスの提供にあたる担当者等を招集して行う会議）を開催し、計画の原案の内容について意見を求め、記録に残すこと。
- 個別支援計画の定期的な見直しを行うこと。
- 個別支援計画を作成した際に利用者に説明及び交付したことが確認できるようにすること。

・ サービス提供時の記録・利用者確認の漏れ

サービス提供の内容がその都度記録されていないなど、提供時の記録や利用者確認が十分行われていない事例が確認されました。

実地指導においては、必要な記載事項を網羅したサービスの提供の記録をサービス提供の都度作成したうえで、利用者の確認を得るよう指導しました。

【具体的な指導事項】

- サービスの提供の記録について、月末等にまとめて記録するのではなく、その都度記録すること。
- 利用者から、サービスの提供の記録の確認を受けたことが確認できるようにすること。

・ 非常災害対策

火災、地震の防災マニュアルや水防法等に基づく避難確保計画は作成されていたが、非常災害対策に関する事業所の具体的な計画としては、基準上必要な項目が不足している事例が見受けられました。

実地指導においては、非常災害対策に関する事業所の実態に即した具体的計画を定め、定期的な避難訓練を行うよう指導しました。

【具体的な指導事項】

- 非常災害対策に関する具体的計画を立てること。
- 定期的な避難訓練を行うこと。

③ 介護給付費等の算定及び取扱い

・ 例外的な態様でのサービス提供を算定する際に必要な手続要件の不備

例外的な態様でのサービス提供をした際に、障害福祉課との事前協議等の必要な手続を経ずに請求している事例が確認されました。

実地指導においては、事前協議をしたうえでその内容を記録する等必要な手続をあらかじめ踏むよう指導しました。

【具体的な指導事項】

○原則請求できない通院等介助における「院内介助」については、援護の実施者との事前協議や、個別支援計画に位置づける等の必要な手続を経たうえで請求を行うこと。

・加算の算定要件の不備

加算を算定するうえで必要な要件を満たしていないにもかかわらず、加算を算定している事例が確認されました。

実地指導においては、各加算の要件を示し、請求時の事後確認のみならず、従業者への日ごろからの注意喚起や定期的な研修の実施などの方法で適切な請求ができるよう、事業所として取り組むよう指導しました。

【具体的な指導事項】

○送迎加算の要件を満たした上で、加算を算定すること。
○特定事業所加算の要件を満たした上で、加算を算定すること。
○欠席時対応加算の算定にあたって、当該相談援助の内容を記録に残すこと。
○福祉・介護職員処遇改善加算を算定するにあたって、福祉・介護職員処遇改善計画書、キャリアパス要件について、職員に周知していることが記録から確認できるようにすること。

（６）対策

① 障害福祉サービス事業者連絡会における周知

行政処分の事例紹介にて、事業運営上注意すべきことの周知を行うとともに、運営状況の自主点検を行うよう注意喚起を行いました。また、令和３年度の法改正に伴い、事業者が取り組むべき内容についての周知を行いました。

- ・令和６年３月７日：豊中市障害者就労支援連絡会
- ・令和６年３月１２日：豊中市障害者グループホーム事業者連絡会
- ・令和６年３月１３日：豊中市障害相談支援ネットワーク“えん”事業者連絡会
- ・令和６年３月１５日：豊中市障害者短期入所事業者連絡会
- ・令和６年３月２９日：豊中市障害者居宅介護・移動支援事業者連絡会
- ・令和６年５月２１日：豊中市障害者日中活動事業者連絡会

〈周知内容〉

1. 行政処分の事例紹介
2. 令和3年度新設項目の義務化
 - (1) 業務継続に向けた取組の強化
 - (2) 感染症対策の強化
 - (3) 虐待防止対策の強化
 - (4) 身体拘束等の適正化、身体拘束廃止未実施減算
 - (5) ハラスメント対策の強化
3. 実地指導において指摘の多い項目
4. サービスごとの留意点
 - (1) 運営規程と重要事項説明書の内容を一致させること
 - (2) 重要事項説明書に必要な項目を記載し、内容を整備すること
 - (3) 利用日ごとのサービスの提供の記録を作成し、利用者確認を得ること
 - (4) 非常災害対策計画に必要な項目を記載し、内容を整備すること
 - (5) 従業者ごとの出勤状況が確認できる書類を作成すること

② 集団指導の実施

令和6年度の指定障害福祉サービス事業者等集団指導は、利用者の立場に立ったサービス提供の維持・向上を図るため、令和5年度の指導監査の実績やサービス提供時の注意事項、令和6年度報酬改定等について、全事業者を対象に集団指導を行います。

令和5年度と同様に、豊中市のホームページを活用したweb形式での実施を予定しています。

③ 計画的な運営指導の実施

令和6年度運営指導の重点指導事項を定め周知することにより、事業者の自主点検及び自主改善を促すとともに、引き続き運営指導を計画的に行うことにより事業者の育成に努めます。

※国通知に基づき、「実地指導」は令和6年度以降「運営指導」に変わります。

(7) 令和6年度運営指導の主な重点指導事項

① 人員、設備及び運営指導に関する事項

- i. 利用者の権利擁護及びその観点を踏まえた適切な支援（利用者の人権尊重）
- ii. 虐待の防止及び身体拘束等の原則禁止
- iii. 非常災害対策

- iv. 業務継続計画の策定
- v. 衛生管理等（感染症等の予防、発生時の対応及び従業員の健康診断の適正な実施等含む）
- vi. 事故発生時の対応（事故防止の取り組み等含む）
- vii. 人員基準の遵守及び勤務体制の確保
- viii. サービスの提供の記録（記録及び利用者確認等含む）
- ix. 個別支援計画の作成等

② 報酬請求指導に関する事項

- i. 自立支援給付等の適正化
- ii. 例外的な態様でのサービス提供の算定要件の遵守
- iii. 加算の算定要件（各加算要件に関する記録等）の遵守

（８）業務管理体制の整備に関する確認検査

① 一般検査

業務管理体制の整備に関する届出内容の確認（一般検査）については、業務管理体制の整備に関する事項の届出がある事業者で本市に立入検査等の事務・権限がある事業者のうち、51 事業者に対し実施しました。

いずれも業務管理体制の整備・運用状況は概ね適正と認められました。

【実施状況】（令和 5 年度）

	実施数
指定障害福祉サービス事業者	38
指定障害者相談支援事業者	7
指定障害児通所支援事業者	6
指定障害児相談支援事業者	0
合計	51

参考【実施状況】（令和 4 年度）

	実施数
指定障害福祉サービス事業者	9
指定障害者相談支援事業者	1
指定障害児通所支援事業者	2
指定障害児相談支援事業者	0
合計	12

② 特別検査

特別検査は、指定障害福祉サービス事業所等の指定取消相当の事案が発覚した場合に、当該サービス事業者の本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況及び組織的関与の有無を検証するため実施します。

令和5年度は、対象事業者はありませんでした。

令和 5 年度 社会福祉法人等の 指導監査結果（実績報告）

令和 6 年（2024 年）6 月

豊中市福祉部福祉指導監査課

〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚 3 丁目 1 番 1 号

電話 (06) 6858・2441

ファックス (06) 6858・4325

http://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/kaigo_hukushi/hojinshido/shakaifukushihoujin/tuuti.html